

教育相談実施報告

(平成17年度)

1. 研究所における相談体制

(1) 相談対応グループの編成

平成16年度から、各研究者等の専門領域から対応できる①障害像、②相談内容、③年齢層の3相により構成された〈系〉による教育相談体制で平成17年度も実施した。

○第1相：〈障害像〉

- ①感覚障害：視覚障害、聴覚障害、感覚重複障害
- ②発達障害・言語障害：知的障害、自閉症、軽度発達障害 (LD, ADHD, HFA)、言語障害
- ③肢体不自由・病弱：肢体不自由、重度・重複障害、病弱
- ④医療・心理・機器：医療領域、心理、機器支援

○第2相：〈相談内容〉

- ・発達・障害の評価
- ・育児・日常生活支援
- ・学校生活支援 (含・教科学習)
- ・家族支援
- ・学校コンサルテーション
- ・就学・進路支援

○第3相：〈年齢〉

- ・乳幼児期
- ・小学校期
- ・中・高校期
- ・成人期

この第1相を〈系〉とよんで四つの対応グループを形成し、系ごとに「系責任者 (系における教育相談活動を統括する)」、及び「系内調整担当者 (受理会議及びケース検討会議に出席すると共に、系内における相談担当者の決定をはじめ教育相談活動の実施について調整する)」、「系担当相談職員 (教育相談全体を把握し、系間の連携の調整を行

い、円滑な教育相談活動の展開を支援する)」を置いて教育相談を実施する体制で行った。また、主たる系以外にも対応が可能な研究員等を「対応協力者」と位置づけて、第2・3相は、系内における担当者決定のための参考資料とした点も変わらなかった。

(2) 教育相談の流れ

教育相談は、概ね図1に示した流れで行っている。

「来所による相談」の多くは、対象となる子どもの保護者からの申込みを受けており、ほとんどが電話で申し込まれている。相談の依頼者と相談機関との最初の出会いである相談の受付は、その後の相談を進めていく上で重要な意味を持っている。そのため、この申込み時に、依頼者の相談したい問題 (主訴) 及びその主訴に基づく子どもの様子などを丁寧に聴取し、その上で依頼者とともに相談内容を整理し、本研究所在において提供できる相談活動をわかりやすく説明している。

また、主訴の内容によっては、より適切と思われる関連機関を紹介することや、遠方からの問い合わせの場合には、地域の相談機関を調べた上で紹介することもある。

主訴が明らかになり、依頼者の来談の意志が確認されると、相談担当者のチームを編成するための受理会議を持つ。

なお、相談担当者による初回相談が行われた後には、この相談について今後の処遇 (継続相談、他機関紹介等) の検討を行うための教育相談ケース検討会議が持たれている。

「通信による相談」も同様の流れで進めている。

平成18年度からの見直しに伴い平成18年1月からは移行期間として、地域で対応困難な個別教育相談の申込みも受け付けた。

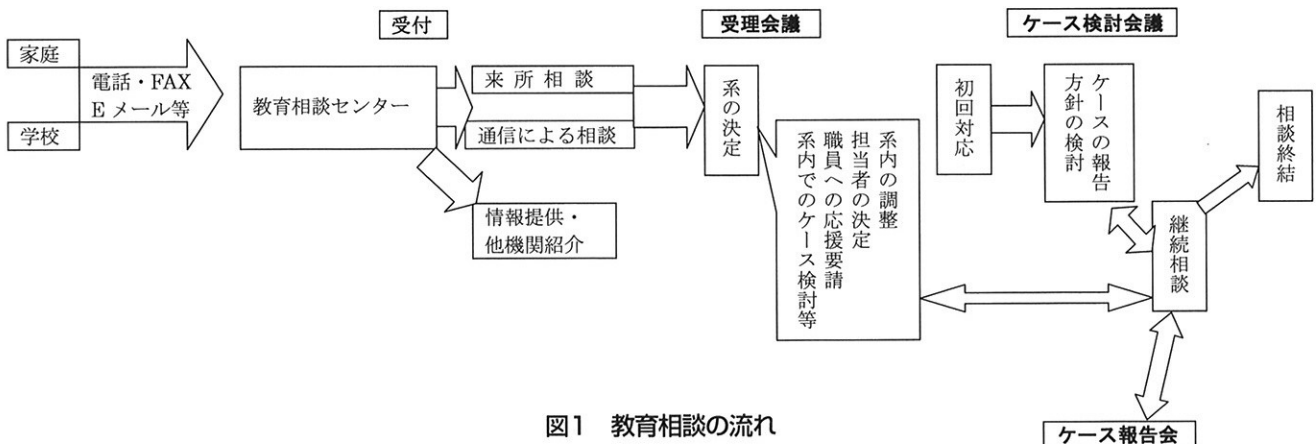


図1 教育相談の流れ

表1 教育相談実施件数

区分		件数	備考	
来所による相談	新規ケース	本人・保護者等	91	
		教員等	15	
	継続相談ケース	本人・保護者等	1294	内、在籍機関等訪問92、電話・FAX・Eメールでの相談74
		教員等	24	
通信による相談	新規ケース	本人・保護者等	93	内、電話・FAX 69、Eメール手紙 24
		教員等	63	内、電話・FAX 30、Eメール手紙 33
	継続相談ケース	本人・保護者等	100	内、電話・FAX 61、Eメール手紙 39
		教員等	71	内、電話・FAX 28、Eメール手紙 43
実施総数		1751		

2. 教育相談活動の実施状況

(1) 教育相談の実施内訳

本年度の教育相談実施内訳は、表1に示すように、来所による相談1,424件、通信による相談327件、実施総数は、1,751件であった。

教育相談センターに直接来所されて相談を受けた来所相談のうち、障害児・保護者等からの新規ケースが91件、教員等からの新規ケースが15件であった。障害児・保護者等からの継続相談ケースは、1,294件であった。この継続相談ケースには、来所相談以外に電話・FAX等による相談や学校、福祉施設等の在籍機関及び家庭を訪問して担任教師や保護者のサポートを行ったケースもある。

通信による相談は、遠方のため来所困難な方や、障害に関するさまざまな情報や援助を必要とされている方等を対象とし、障害児者の保護者からの新規のケースは93件、継続のケースは100件、教員等からの新規ケース63件、継続ケース71件であった。

来所による新規ケース（教員相談を除く）の紹介経路は、表2に示したとおりである。病院等からの紹介や小・中学校の担任やスクールカウンセラーからの紹介が多く、また職員の講演、本、テレビを見て聞いてという申込みや、その他の来談ケースの保護者からの紹介やインターネット（本研究所のホームページ）を見ての申込みも多い。

新規ケース（教員相談を除く）の居住地については、表3に示したとおりである。来所相談は、本研究所の所在

表2 新規ケースの紹介経路

紹介経路	件数	備考
保健所、児童相談所、福祉の窓口	4	
病院等	13	
療育機関	1	
幼稚園・保育所	5	
小・中学校	11	スクールカウンセラー含む
特殊教育諸学校	5	
職員・研修員	12	
来談ケースの保護者	9	
日本人学校等	2	
その他	29	インターネット、知人等
計	91	

表3 新規ケースの居住地

地域	来所	通信
北海道	0	3
東北	0	3
関東甲信越	85	84
東海・北陸	3	17
近畿	1	11
中国四国	1	4
九州沖縄	0	4
国外	1	30
計	91	156

地近隣からが多いが、通信による相談では、全国からの相談がある。なお、国外からの来所相談は、日本人学校に在籍中で一時帰国の際に来所されたケースである。

表4 来所相談実施内訳（平成17年度）

区分	年齢別内訳						性別内訳		療育相談	就学相談	治療訓練	検査判別	障害別内訳								計	
	0~2	3~5	6~12	13~15	16~18	19~	男	女					視覚	聴覚	言語	肢体	病弱	知的	情緒	重複		その他
新来	8	14	51	14	2	2	63	28	84	9	6	25	6	5	0	1	0	20	39	13	7	91
再来	29	133	613	318	91	110	955	339	960	95	476	126	13	97	3	23	5	256	558	278	61	1294
総数	37	147	664	332	93	112	1018	367	1044	104	482	151	19	102	3	24	5	276	597	291	68	1385

注) * 障害種別内訳の「その他」には「問題なし」も含まれる。

(2) 来所相談（教員相談を除く）の実施内訳

教育相談センターにおける来所相談件数（教員相談を除く）の障害種別内訳は、表4に示す通りである。

ア) 来談児・者の年齢

本研究所の教育相談対象は、原則として18歳未満の障害のある子ども及びその保護者や担当する教職員としているが、相談の主訴や研究所の研究との関係で、教育相談の役割が取れる場合は、障害のある子どもの年齢にかかわらず対応することとしている。

来談児・者の年齢を、0～2歳の乳幼児、3～5歳の学齢前幼児、6～12歳の小学校年齢児、13～15歳の中学校年齢児、16～18歳の高校年齢児、19歳以上と、主に教育的の場に準じた年齢幅の分類で示すと、新来児・者は、6～12歳が51件で最も多く、次に3～5歳と13歳～15歳が共に14件である。再来児・者においても、小学校年齢児が最も多く、次いで学齢前幼児と中学校年齢児が多い傾向である。

イ) 来談児・者への対応

本研究所における教育相談では、新規に来談したケースに対して、面接と行動観察及びこれに基づく助言や指導等を行っている。ここで取り上げているものは家庭の保護者からの相談依頼を契機としていることから、その主訴は、「子どもの状態をどの様に理解したら良いか」や「家庭を中心とした日常生活において、親として、現在どのように配慮して子どもに接し、育てていけば良いか」に対する援助ということに大まかには集約される。この主訴を、子どもの養育について助言を求める「療育相談」、適切な就学・就園・進路等についての助言を求める「就学相談」、障害の状態に応じた指導法を求める「治療・訓練」、障害の状態について判断を求める「検査・判別」に分けると「療育相談」が、新来児・者、再来児・者ともに最も多い。新来児・者は、次いで「検査・判別」であり、再来児・者は、「治療・訓練」である。

ウ) 来談児・者の障害種別の実態

障害種別では、新来児・者では、情緒が39件で最も多く、次に知的が20件、重複が13件である。なお、「視覚」、「聴覚」、「言語」、「肢体」及び「病弱」は、それぞれの単一障害のみの場合であり、「知的」には自傷などの問題行動を伴う知的発達遅滞を、「情緒」には自閉性障害も含まれている。発達障害に関するものは、その症状により「知的」あるいは「情緒」に分類されている。「重複」には、軽度の障害が重複している場合もこの項に含めてある。「その他」には、年齢とのかねあひから障害の判断を保留したケースと特に問題のなかったケースを含んでいる。

(3) 通信による相談の実施内訳

通信による相談は、表1に示したように、障害児者の保護者からの新規のケースは93件、継続のケースは100件、教員等からの新規ケース63件、継続ケース71件であった。このうち電話相談・FAXによる相談が188件、Eメール・手紙による相談が139件であった。

主な相談内容は、教職員では「情報提供」「学級・学校コンサルテーション」「指導内容・方法に関する助言」等であり、保護者の相談内容は「相談内容に則した情報提供」「機関紹介」「養育に関する助言」等であった。

1件の通信相談に複数の相談内容があったり、複数の通信手段を使う場合があったり、通信から始まった相談が、来所の相談になる場合もある。

(4) 教育相談ケース検討会議の実施状況

相談担当者による初回相談が行われた後に、ケースについての今後の相談対応の方針や方向性を検討するため、ケース検討会議を開催した。平成17年度においては、26回開催し、平成16年度内に検討できなかった平成16年度の新来ケース19件、平成17年度の新来ケース77件、再来のケース13件の合計109件について、教育相談内容と今後の対応に関する検討と協議を行った。

なお、平成17年度新来ケースで、ケース検討が行われなかった14件については、平成18年度に協議を行うこととした。

(5) 教育相談活動の充実

ア) 教育相談ケース検討会議の充実

所内の教育相談能力の向上を図るため、教育相談ケース検討会議を所内職員に通知し、幅広く専門的な考えを交換しあうことで担当者としての能力の向上を図った。

当然のことながら、個人情報の保護に関しては細心の注意を払った。こうした試みは新たな研究企画や研修員との話し合い等への活用にも関わることから引き続き継続していきたいと考えている。

イ) 電話・インターネット等の通信手段による教育相談活動の実施

通信手段による教育相談活動が実施され、海外からの問い合わせも見られるようになった。このことが機運となり、センターでは日本人学校における障害児への課題や対応、その地域への相談方法等の調査を行い、今後の活動の寄与にしたいと考えている。一方、通信による教育相談活動についての課題点も明らかになりつつある。通信相談から来所相談へ切り替わっていくケース、逆に来所相談から通信相談へ変わっていくケース等、主訴や相談内容、子どもの状態等によって多様な形態を実施することが必要と思われる。

ウ) 障害のある子どもの療育・教育に携わっている教職員への支援活動の実施

障害のある子どもの教育相談は子ども自身や保護者への支援ばかりではなく、それらの子どもの成長発達に携わっている療育・教育関係者の様々な活動に対しても支援を行う必要がある。こうした教職員への相談形態は、教職員の来所による相談活動だけでなく、実際の学級における指導場面をみでの具体的な課題解決を図る支援やメール等による支援など多様化してきている。子どもの実態把握等教職員への支援活動は、今後のセンターにおける相談活動の重要な要素の一つになっていくと考えており、現在積極的に取り組んでいるところである。

また、障害種によっては都道府県に1校しか設置されていない場合、具体的な指導法や教材研究等、学校が相談できる機関として当センターが活用されることで、教職員に対し、全国の情報や障害種に見合った指導情報の提供がはじめて可能になることから、具体的な教育活動支援を実施している。さらに、学校等在籍機関への訪問は療育、教育関係者への学級経営や指導内容・方法、教材教具の活用等様々な相談内容に対応し、具体的支援を行うことで、障害のある子どもたちの学校生活の充実・改善を図ることに繋がっていくと考えている。また、訪問した際には当該児童生徒だけでなく、機関に在籍する他の配慮を要する子どもへの手だてやクラス全体の活動等学校生活に即した支援をするなど学校経営等への学校コンサルテーションにも積極的に取り組んでいる。

本年度の実績は次の通りである。

- ①在籍機関等への訪問件数……………92件
- ②教員等からの相談件数（来所相談・通信相談）
……………173件

3. 教育相談利用者の満足度状況

より良い教育相談を実施するために、また、教育相談の利用者にとって、満足度の高い教育相談活動が実施されているかについて、平成13年度より教育相談の利用者にアンケートを実施している。なるべく多くの利用者から評価を受けるために、可能な限り利用者（保護者）に協力を依頼して実施した。

また、公平さを図るため、相談担当者が保護者にアンケートの協力を依頼することは避けるとともに、アンケートの内容は、項目ごとに4点法及び自由記述で評価するよう作成した。その結果、どの項目も94%を越えるプラス評価を受けた。

その主な集計結果は以下のとおりで、本年度は583名にアンケートを渡し、回答数は583名全員からである。（回収率は100%）

○ 今日、教育相談に来られて良かったですか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
84.6%	11.5%	0%	0%	3.9%

○ 相談担当者の対応（言葉づかいや態度など）はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
89.2%	7.5%	0%	0%	3.3%

○ あなたが期待していたような教育相談が受けられましたか？

期待通りだった	ほぼ期待通りだった	やや期待はずれだった	期待はずれだった	無回答
67.6%	27.3%	0.1%	0%	5.0%

○ 研究所の施設・設備（待合室、ブレイルーム、検査室、トイレ等）はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
71.2%	25.1%	0.1%	0%	3.6%

また、新規ケースの方にのみ依頼した項目の集計結果は以下のとおりである。

なお、回答数は75名であった。

○ 当研究所教育相談について、どのような経緯でお知りになりましたか？

知人から	学校の教師から	研究所のホームページから	他機関から	その他	無回答
24.4%	12.8%	15.4%	25.6%	19.2%	2.6%

○ 教育相談を申し込んだとき、電話であるいは直接お話を伺った担当者の対応（言葉づかいや態度、教育相談システムの説明等）はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
73.3%	14.7%	1.3%	0%	10.7%

「自由記述」に関しては、「プロの意見は、目から鱗のアドバイスで早くからくればよかった。」「先生とお話する中で、少しずつ子どもを理解できるようになってきた。」「心のつかえがアドバイスにより取れ、育児に向かっていく自信をいただけて感謝しています。」「悩んでいた気持ちが少し楽になり、自分の考えが整理できました。」「就学に関するいろいろなアドバイスや情報をいただけてとても嬉しかったです。」等、親自身がとても良かったと言える記述や、「子どもがとても落ち着いて話が聞けているので、おどろいています。」とか「子どもがやる気になってくれて少しずつ前進しているようです。」といった、家庭や学校では見られない子どもの状態をみて、親子共々良い方向に変化している様子が書かれていたり、とても良いプラスの評価が大半を占めていた。

しかし、昨年11月に、平成18年度から変更になる「教育相談のお知らせ」の説明をしてからは、「子どものことで学校との関係がうまく機能していない時など相談できる場

所がないので、貴重な場所です。」「今回の改革については大変残念に思います。物理的な条件がそろった日本の障害児教育の内容が問われるこの時期にそのランドマークになるべきこの研究所が後退とも思われる改革をすることに大きな問題を感じました。」「今回で相談が変わることはとても残念です。現場の状況が理解されていない事に寂しさを感じています。」「ずっと教育相談は続いてほしいと思います。有料でもいいのでやってください。」という記述が多く、今回の所内組織の改革にはとても残念であるという声が多かった。

その他、施設・設備の要望も若干あった。「トイレのドアが開けてもすぐ閉まってしまうので車椅子で入る時、はさまってしまいそうで危ない。」「トイレトーパーに手が届かないのでとりにくい。」等。また、「待合室の本等、幅広い年齢層に対応できるものがあると良いのでは?」といった要望があり、改善できるところは可能な限り対応してきた。

教育相談研究報告

(平成17年度)

1 「外国在留邦人に対する特別支援教育に関する相談支援体制の構築」

近年、特別支援教育についての理解が広がる中、障害のある子どもについての海外生活や帰国にあたっての移行に関する相談が増えてきている。しかし、障害のある子どもについての相談は、専門的な窓口がなく、対応に苦慮している現状がある。本研究は、外国に在住する障害のある日本人子弟に対し、教育相談支援を行う体制を構築することを目的としている。そこで、日本人学校に対し、障害のある子どもについての相談に関するニーズについて、内容や希望事項、必要とされている情報等をアンケート調査と実地調査を行い、その調査結果に基づいて当研究所内に、在外邦人等への教育相談支援体制を構築し、国内および海外のおもだった機関とのネットワークを形成しようと考えている。

まず、日本人学校84校に対し、障害児の在籍、相談の有無、特別支援教育への取り組み等アンケート調査を行った。さらに、特別支援教育に取り組んでいるあるいは次年度より考えていると回答のあった18校（ソウル、上海、香港、バンコク、クアラルンプール、ミュンヘン、ニューヨーク等）に実地調査を行った。

その結果以下のような実情であることが解った。

- ①企業等から派遣され海外に駐在する日本人は年々、年齢層が若くなり、子育て期の年齢層になっている。それに伴って、障害のある子どもに係る相談も増加している。これまで教育設備が整っていない等教育環境上の問題で障害のある児童生徒を受け入れがたいところが多かったが、ここ数年入学希望者が増加傾向にある。
- ②障害（軽度発達障害を含む）についての専門知識や指導技術がある教員がいないため、学校での取り組みや校内体制へのスーパービジョン、コンサルテーションを強く求めている。
- ③子どもの状態を正しくアセスメントする専門的知識がない。子どもへの評価（学習上のつまずきの評価と具体的指導法）、コミュニケーションや対人関係に困難がある子どもへの接し方、教材・教具の入手方法、指導上のヒントやアイデアなどケースに即して具体的な支援が必要である。
- ④現地社会資源は、言語の問題もあって現実的には活用されていない。
- ⑤日本各地から教員が派遣されており、現時点では派遣し

ている都道府県や市町村の特別支援教育の考えに大きな差があり、教員集団の共通意識・認識に立って取り組むことが難しい。

- ⑥入学してくる障害のある児童生徒が日本でどのような支援を受けてきたかの具体的な情報が個人情報保護の観点から受けにくく教員の不安材料となっている。
- ⑦家族共に外国に来ているということが影響している心理的な対応のために、養護教諭、学校カウンセラーの配置が急務である。
- ⑧国内外における障害に関する情報、特別支援教育について国や各地の動き、他の日本人学校における取り組み事例についての相互情報交換等、特別支援教育の動きに関する情報を総合的に得ることが難しい。

こうした知見を元に、来年度は日本人学校特別支援教育に関するネットワークづくりと具体的な支援システムの方策を構築していく。

2 「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究—乳幼児期における発見・支援システムの実態調査を中心に—」

中央教育審議会答申や発達障害者支援法では、発達障害者への様々な支援が行われることがうたわれている。しかしながら、現状は、軽度発達障害幼児の実態や軽度発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見や、その後の支援がシステム的に確立しているとは言い難い。したがって本年度は、軽度発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見システムや、その後の支援システム、軽度発達障害幼児の実態を把握するために、以下の3つのアンケート調査を立案し、実施した。

A：「乳幼児健康診査における軽度発達障害児の発見・支援に関する調査」

調査対象は、各都道府県の保健センター等を人口規模別（5万人、10万人、20～30万人、40万人）の都市から抽出し、133機関（回収率 79%）から回答を得た。調査では、1歳半健診と3歳（3歳半）健診の2つの健診を取り上げた。調査内容は、①健診の実施時期と体制、②スタッフの職種と人数、③平成16年度の健診実績、④ことばや精神発達の調査・検査、⑤心理・発達相談、⑥心理・発達面のリスク児の処遇、⑦心理・発達面のリスク児の事後指導、⑧発達障害・軽度発達障害リスク児の

処遇、⑨他機関との連携、⑩乳幼児健診事業における連携、⑪発達障害・軽度発達障害児およびそのリスク児の発見の機会、⑫職員研修などである。

B：「個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査」(幼稚園)

C：「個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査」(保育所)

幼稚園調査と保育所調査の対象は、同一の市にある幼稚園・保育所から抽出した。研究協力者の関係する市、及び、文部科学省が実施した幼児教育課程調査研究の対象県の推進地域（一部、特別支援教育推進モデル事業の指定地域と重なる）から選んだ。これらの市は、保健所調査（上記A）を実施している市でもある12市である。幼稚園調査は99機関（回収率 54%）、保育所調査は112機関（回収率 52%）から回答を得た。調査内容は、幼稚園調査と保育所調査はほぼ同一である。①幼児数と職員数、②配慮児の在籍状況、③平成17年度に在籍した配慮児の状態像・気づいた時期・気づいた人、④過去3年間に在籍した配慮児の状態像・気づいた時期・気づいた人など、⑤配慮児への対応の工夫など、⑥生育歴調査・他機関との連携・職員研修などである。

これらの調査結果は、現在、入力・集計中である。

3 地域における障害のある子どもの総合的な相談支援体制の構築に関する実際研究

平成16年度に、国内共同研究として横須賀市および神奈川県立保健福祉大学、本研究所で、「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際研究」（3年計画）を立ち上げ、本年度2年目にあたる。

横須賀市は市として市立聾学校、養護学校を持つ数少ない自治体であり、特殊学級、通級指導教室の設置校を持ち、就学前の子どもを対象にした障害児療育センター（仮称子どもセンター）、児童相談所設立を予定している。本研究ではこうした横須賀市（中核市）をモデルに、地域に居住する障害のある子どもへの個別支援から得られた知見を、乳幼児期から学齢期、卒後を見据えた地域支援システムの検討し、地域教育相談関連機関等との連携に知ること考えている。また、横須賀・三浦地域の教育相談体制を確立するための支援の在り方を検討する。このことは、今後の教育相談活動の展開における地域関連機関との連携において大きな資源となる。

教育相談は地域を核に実施されるものである。本研究も地域の一つのリソースとの意味で活用されてきたことは否めない。しかし、ナショナルセンターとしてどのような教育相談支援を実施すべきかが問われている現在、本研究で、地元の自治体との連携モデルを提示し、それを全国に普及することで、新たなナショナルセンターとしての教育相談支援の構築を論じている。

本年度は、協議会を開催し、共同研究機関間で意見交換や協議をした他、イブニングセミナーを企画し、地域の幼稚園・保育所・小・中学校・養護学校等の担当者に対し、「作業療法からの学校支援」「子育て支援と地域づくり」をテーマに、学校支援や地域支援の在り方について学習しあう機会を設けた。

また、横須賀市が企画する従事者研修会の企画を支援し、その中で参加者にアンケート調査を実施し、保育現場における課題や支援ニーズを探った。

さらに、横須賀市教育委員会の主催する支援チーム連絡会議等や配慮を要する園児のための合同相談会に参加し、連携にかかる学校・園の支援についてその実際を検討した。

全国特殊教育センター協議会との連携

第29回 全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会茨城大会

—教育相談分科会の内容を中心に—

I はじめに

今年度の全国特殊教育センター協議会は、茨城県教育研修センターを主管に「一人一人の教育的ニーズに応える支援の在り方について」を研究主題に掲げて、平成17年11月17・18日に行われた。開会式に続く講話は、文科省特別支援教育課の萩明課長補佐の「特別支援教育の現状と課題」であった。総会では、本研究所の事業運営についての見直しの素案概要を理事が説明し、研修と教育相談についての改革の方向性については中村部長、後上センター長が説明を行った。記念講演は、筑波大学大学院教授、宮本信也氏の「医療側からみた特別支援教育」であった。2日目は「教育相談」「研修」「調査・研究」「管理・運営」の4分科会に分かれて、それぞれのテーマで研究協議が行われた。本稿では、「教育相談」の分科会について報告する。

今年度の教育相談分科会の主題は「地域でのネットワークづくりと支援体制の在り方」であった。この主題を踏まえ、大阪府教育センター小田浩伸氏から「大阪府における教育相談支援体制の在り方と地域でのネットワークづくり」と題した報告が行われた。

II 発表の概要

1 はじめに

障害のある子どもの豊かな成長・発達を促すためには、教育、医療、福祉等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備と、効果的な支援が必要である。

大阪府では、平成15年度からはじまった特別支援教育推進体制モデル事業（H17～特別支援教育体制推進事業）におけるLD・ADHD等の子どもの相談支援体制の整備と並行して、平成16年度から小・中学校の養護学級等に在籍している障害のある子どもの相談支援体制の整備を目的とした「障害教育相談・支援事業」を展開している。「特別支援教育推進体制モデル事業」は、モデル地域（H16→11市、H17→17市）での取組であるが、「障害教育相談・支援事業」は、府全域の取組であり、主に、障害のある子どもの指導にあたる教員の相談・支援と、各地域での支援ネットワークづくりを行っている。

本発表では、「障害教育相談・支援事業」における成果

と課題を整理し、特別支援教育体制推進事業の成果を踏まえた、今後の特別支援教育の総合的な相談支援体制の在り方について話題提供する。

2 「障害教育相談・支援事業」の概要（図参照）

(1) 趣旨

- ①障害教育に関する専門的知識・経験を有する盲・聾・養護学校の教職員や小・中学校の教職員、及び医療・福祉関係の専門家が教員の相談・支援を行うことにより、小・中学校等の教職員の専門性向上と指導体制の整備、効果的な指導の充実を図る。
- ②盲・聾・養護学校の相談機能及び専門性の向上をはかり、盲・聾・養護学校の地域におけるセンターの役割を充実する。

(2) 主な事業内容

- ①盲・聾・養護学校における指導実践の公開と情報提供の推進（研修講師の派遣、教材の紹介等）
- ②障害教育に関する専門研修の推進（盲・聾・養護学校と市町村教育委員会との合同研修会等）
- ③個別の教育支援計画作成研究の推進（各ブロック内での検討及び試行）
- ④教育相談の推進（専門家チーム及び教育相談員による、小・中学校等での教育相談）等

(3) 実施体制

- ①本事業を推進するため、障害教育相談・支援連携協議会を設置する
- ②府内を7地域ブロックと1広域ブロックの計8ブロック体制で本事業を実施する
- ③専門家チームを設置する。また、教育相談員（府立盲・聾・養護学校教員）の登録を行う等

3 「障害教育相談・支援事業」の成果と課題

(1) 主な成果

- ①幼稚園、小・中学校等への支援の展開（各地域における相談支援件数、相談支援内容の拡大）
- ②盲・聾・養護学校教員と市教育委員会指導主事及び、小・中学校教員との交流促進
- ③地域のブロック会議を基にした地域ネットワークづくりの基盤整備
- ④地域の特性やリソースを活用した相談支援活動の推進

大阪府における『障害教育相談・支援事業』(平成16・17年)の概要



(2) 課題

- ①特別支援教育体制推進事業との連動の在り方の検討 (教育相談システムとしての一元化へ)
- ②専門家チームへの依頼と活用の在り方 (専門家の確保と調整役の明確化)
- ③盲・聾・養護学校における校内支援体制の整備 (地域支援部等の位置付けとコーディネーターの役割)

フの養成 (教員による巡回相談)

- ②専門家チームの活用の在り方 (専門家の確保、保護者との連携等)
- ③支援ネットワークを明らかにするための「個別の教育支援計画」策定の在り方
- ④地域リソースの活用と連携の在り方 (関係機関への啓発等)
- ⑤特別支援教育コーディネーター養成研修の充実と役割の明確化

4 「特別支援教育推進体制モデル事業 (H17～特別支援教育体制推進事業)」における相談支援体制の整備について

(1) 主な成果

- ①校内委員会は8割強の学校で設置、特別支援教育コーディネーターは、約半数の学校で指名
- ②相談支援の窓口となる特別支援教育コーディネーターの指名と養成研修の推進
- ③専門家チームの設置と巡回相談の実施にむけた支援体制の整備 (各市教委の役割)
- ④連携のツールとして、個別の指導計画の作成の推進 (作成実践研修の充実)
- ⑤各モデル地域ともに、巡回相談にポイントを置いた体制づくりの推進

(2) 課題

- ①各モデル地域 (市) における巡回相談ができるスタッ

5 今後の特別支援教育における総合的な相談支援体制の構築にむけて

- ①障害教育相談・支援事業における府内7ブロック地域での相談支援ネットワーク体制及び、特別支援教育体制推進事業での各市における専門家、巡回相談チームの設置計画の継承
- ②関係機関との連携のツールとなる「個別の教育支援計画」策定推進 (個々からのネットワーク構築)
- ③キーパーソンとなるコーディネーターどうしの連携と、連携・調整に必要なコーディネーターの権限の強化
- ④府教育委員会と市教育委員会の役割分担 (広域、地域ネットワークの構築に関する事等)
- ⑤府教育センターの果たす役割 (盲・聾・養護学校、

小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの養成研修、府内全域をサポートする特別支援教育推進コーディネーターのコーディネーション等)

以上を踏まえ、両事業を機能統合し、府内7ブロック地域での相談支援体制とネットワークづくりを推進し、府内の総合的な教育相談支援体制を構築していくことが今後の課題である。

Ⅲ 研究協議とまとめ

上述した報告を踏まえて、質疑と協議が行われ、最後にまとめられた。

1 質疑と協議

まず、市町村における特別支援教育を担当する指導主事の有無や巡回指導員及びコーディネーターの専門性と資質向上について情報交換が行われた。市町村に特別支援教育の指導主事が配置できない地域の状況や県の教育事務所に担当指導主事がいない地域がある一方で、各市町村に担当指導主事が2名配置されている地域のあることが報告された。さらに巡回指導員やコーディネーターの資質を高めるための研修内容や、市町村の指導主事への専門性に対する支援等についての情報交換が行われた。

また、幼児期から就学に向けて福祉関係機関との連携等についても、意見交換が行われた。具体的には、就学指導委員会の在り方や機能、就学指導委員会のプランと個別の教育支援計画との関係等についての意見が出された。

2 まとめ

本研究教育相談センターの小林が、事情聴取結果の傾向について報告し、研究所からの依頼を行った。

(1) 平成16年度事情聴取集録から

教育相談に関する事項について56機関からの事情聴取の結果を概観し、各地域の教育センターが実施している教育相談についてその傾向をまとめた。

1) 特別支援教育に関する教育相談の対象者

全56機関のうち、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者を教育相談の対象としている機関が54機関、幼・小・中・高の教員を対象としている機関が53機関という結果であり、ほとんどの教育センターで、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者及び幼・小・中・高の教員を対象としていた。

相談対象者として、3歳未満と卒業後の来所相談が、前年度より増えている傾向が見られた。また、他機関と連携して行った教育相談の実施件数0の機関数も前年度

に比べて減少しており、連携して教育相談を実施している機関が増えている傾向が見られた。

2) 学校と連携した教育相談の実施の課題について

①盲・聾・養護学校との連携

盲・聾・養護学校と連携した教育相談の実施については、様々な課題が挙げられていたが、その中でも「教育相談担当者の養成や専門性の向上」(13機関)と「地域支援体制の確立」(12機関)について多くの機関が課題としていた。

②幼稚園・保育園との連携

幼稚園・保育園と連携した教育相談の実施では、「障害についての理解や対応」(11機関)「早期教育相談の充実」(9機関)などが課題として示されていた。

③小・中学校との連携

小・中学校と連携した教育相談の実施では、「連携の在り方(相談機関、各学校)」(11機関)「学級での子どもの理解と対応」(10機関)を課題としてあげている機関が多かった。

④高等学校との連携

高等学校と連携した教育相談の実施では、「校内での障害理解と適切な対応」(30機関)をセンターの6割が課題としてあげていた。

以上のようにセンターと学校との連携の課題は校種によって異なっていることが分かる。特に小・中学校と連携の在り方を課題にあげていることは、これから小・中学校と積極的に連携をとっていかうとする姿勢の現れとして受けとめることができる。一方、幼稚園・保育所や高等学校との連携の課題は、特別支援教育の拡大を進めていく上での課題として受けとめることができる。

(2) 研究所からの依頼

1) 各地域の相談機関についての調査

現在、研究所のホームページには、各地域の教育相談機関情報が掲載されている。この情報は、これまではそれぞれの機関から直接情報の提供を受けてきた。今後は、各地域の特殊教育センターからの情報を基に教育相談機関情報の更新をはかっていきたいと考えている。来年度は、各教育センターに地元の相談機関情報の調査を依頼する予定をしているので、ご協力をお願いしたい。

2) 教育相談事例の調査

教育相談対応の類型化に関するデータベースを作成することが研究所の次期中期計画にあげられている。そこで、研究所の教育相談センターでは、プライバシー保護を考慮しながら、特殊教育センターの協力を得て、教育相談事例の類型化の検討を行っていききたいと考えているので、その折りにはよろしくご協力をお願いしたい。

Ⅳ おわりに

今回の分科会における大阪府の発表は、コーディネーターの養成という現場職員の資質向上（ボトムアップ）と行政が行うシステムの構築がうまくリンクしている地域の実践発表であった。このような実践が全国特殊教育センター協議会で発表され、各地の教育センターの活動の参考とされることが、この協議会が開催される意義であると考えられる。財政削減、費用対効果、行政改革等の視点から教育相談活動を見ると、教育相談の効果は測定しにくく、非生産的な活動とみられ、経済的な効果が現れにくい活動である。し

かし、人間の営みのすべてが数字で置き換えられるものではないし、教育相談は人間がより豊かに生活を過ごしていくために、重要な役割を果たしていると考えている。この教育相談活動をどの様に充実していくのかは、実際に担当している者同士の連携と情報交換が重要である。

このような意味から、この全国特殊教育センター協議会は重要な役割を果たしていく機会である。本研究所の教育相談センターも各地の教育センターとの連携を深め、特殊教育センター協議会を通して、情報の収集や提供について協働してすすめていきたいと考えている。

（文責：小林倫代）